

動画を活用した新潟市ラーメンプロモーション業務委託仕様書

1 業務概要

全国有数の消費額を誇る新潟ラーメンだが、旅行者にとっての食のイメージは「お米・日本酒・へぎそば、タレかつ丼」などの印象が強く、誘客への新潟ラーメンのポテンシャルをまだまだ生かし切れていない。

そこで、朱鷺メッセを訪れる推し活を目的とした来訪客や、ビッグスワンスタジアムを訪れるスポーツ観戦・イベント来場者等を含む新潟旅行者へ向け、「旅のメにラーメンを楽しむ」というイメージを、動画とシーンブランディングによって強化し、新潟ラーメンの認知度向上と、本市交流人口の拡大を図ることを目的とした企画の提案・実施を行う。

2 委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務内容

(ア) プロモーション業務

コンセプト	・ターゲットに対して、新潟市でラーメンを食べるシーンを魅力的に提示することを通じて、新潟市への来訪を促すこと。
ターゲット	・首都圏を中心とする20～30代の県外在住者
内容	・新潟旅行での様々なシーン（呑んだ後や、コンサート・スポーツ観戦の後など）の後の「メのラーメン」を推し、シーンブランディングを図ること。 ・(イ)で制作する動画を活用しWEBメディアやSNS等で本事業のプロモーションを実施する。なお、最終的な広報媒体やプロモーション内容等については、委託者と協議の上決定する。 ・SNS広告等を掲出する際は、「新潟市ラーメンガイド」へ誘導すること ・新潟市内のラーメン店と協力し、新潟旅行者が積極的に新潟ラーメンを食べに行くような仕掛けづくりを行うこと。 ・実施期間については(イ)の動画の完成後、最も効果的な期間を提案し、実施すること。

(イ) 動画の企画・制作業務

コンセプト	・ターゲットが「ラーメンを食べに新潟市に行きたい!」と視覚的に感じ、行動させることを目指す動画を制作する。
-------	---

ターゲット	首都圏を中心とする 20～30 代の県外在住者
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市旅行での様々なシーン（飲んだ後や、コンサート・スポーツ観戦の後など）の後の「♫のラーメン」を食べるシーンを入れること ・SNS による配信を想定して、特に最初の 5 秒間に視聴者を引き付ける工夫を凝らし制作すること。 ・新潟市のラーメンやラーメン店の多様性や、個性・特徴が感じられる内容とすること。 ・撮影店舗は、新潟市ラーメンガイドブックに掲載されている店舗から、委託者と協議のうえ 5～8 店舗程度選出すること。 ・プロモーション業務が効果的に行えるような、制作スケジュールを提案すること
想定される動画の使用場面	<ul style="list-style-type: none"> ・市、観光協会、その他関連事業者等が管理・運営する WEB サイトや SNS 等 ・観光 PR イベント ・屋外大型ビジョン
取材・撮影	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設及び関係団体への取材・撮影の協力依頼については受託者が行い、委託者はこれを補助するものとする。 ・出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続きは、受託者において行うこと。 ・新規撮影を原則とするが、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合や適当な映像が撮影できなかった等の場合には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。なお、借用映像等を使用する際の手続きは、受託者において行うこと。
編集	<ul style="list-style-type: none"> ・制作する動画の再生時間は 2～3 分程度、画面構成比は 16:9、解像度はフルハイビジョン以上とする。 ・上記の動画を 30 秒及び 15 秒に編集した短尺動画を横型と縦型で制作すること。 ・BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。なお、著作権等の許諾が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。 ・映像にナレーションをつける場合、言語は日本語とし、字幕なし版と字幕付き（日本語）版を制作し、選択できるようにすること。なお、インバウンド向けにも活用できるよう、言語不要でも内容が理解できるように配慮すること。 ・作成した動画について、完成前に委託者と内容確認を 2 回以上

	行うこと。
納品	<p>【納入本数】・ 2～3分：1本以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15秒：3本以上 ・ 30秒：3本以上 <p>【納入場所】新潟市役所 観光・国際交流部 観光推進課 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010 古町ルフル5階</p> <p>【納入方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2～3分程度、30秒、15秒の動画一式をmp4形式で納品すること。 ・ 電子媒体によるデータ納品もしくは、DVD-ROM等の記録媒体により納品することとし、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。

(ウ) 自由提案

上記(ア)(イ)のほか、自由提案を可とする

4 工程管理

受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業の進捗状況の把握、委託者への状況報告等）を徹底し、委託者の求めに応じて、随時、工程管理の進捗確認を行うものとする。

5 報告書

- すべての事業完了後、事業を実施した効果測定・WEBサイトやSNSでの動画再生回数・分析結果などを取りまとめた報告書を作成し納品すること。
- 報告書は紙媒体4部、電子媒体(Microsoft Word、Excel、またはPowerPoint)一式とする。報告書の紙媒体の規格、ページ数は任意とする。
- 報告書の納期限は令和8年3月31日(火)とする。
- 納品場所は、動画の納品場所と同様とする。

6 各業務に付随する業務

- (1) 市との打合せ及び連絡調整
- (2) 本業務の遂行に必要な施設や関係団体及び人物に対する取材の協力依頼及び連絡調整

- (3) 本業務に必要な資料や情報の収集及び撮影（必要に応じ市が素材提供を行う）
- (4) その他本業務に付随する業務

7 特記事項

(1) 所有権、著作権

成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に無償、無条件で帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、利用料等の負担及び責任は受託者において負うものとするとともに、今後の観光プロモーションでの活用に支障が出ないようにする。

(2) 二次利用

成果物は、委託者が認めた第三者が、本市の観光の魅力を広く紹介・PRすることを目的に二次利用する場合がある。

(3) 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(4) 疑義

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ決定する。

以上